

令和3年（行ウ）第5号 マスク着用義務不存在確認等請求事件

原告 福地 裕行

被告 白糠 町

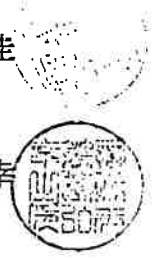
準 備 書 面

令和3年12月24日

釧路地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 伊藤 明日佳

同 峯 島 弘 幸



上記当事者間の頭書事件について、被告は、次のとおり弁論を準備する。

第1 令和3年12月15日付事務連絡に対する回答

1 令和2年3月3日における申し合わせ行為について

答弁書及び令和3年12月15日付準備書面に記載したとおり、申し合わせを行ったのは、令和2年3月3日に行われた議会運営委員会ではなく、同日に行われた全員協議会においてである。

全員協議会は、地方自治法100条12項の規定に基づき、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として白糠町議会会議規則125条の2により設置されているが、同協議会における申し合わせについて定め

た規定はなく、申し合わせ行為は、あくまでも事実上のものである（同規則に、「全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める」とあるが、別の定めは存在しない）。

## 2 令和3年7月5日の議会における行為について

### (1) 退席するよう命じた行為について

地方自治法129条1項に定める「議場の秩序を乱す議員があるとき」に該当することから、同条同項を根拠として、退席を命じたものである。

### (2) 再入場後、発言を許可しなかった行為について

上記(1)と同様に、地方自治法129条1項に定める「議場の秩序を乱す議員があるとき」に該当することから、同条同項を根拠として、発言を許可しなかったものである。

以 上